

## 長野県木造住宅耐震診断士登録要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金交付要綱(平成14年7月12日付け通知14建第307号)の規定に基づき、長野県木造住宅耐震診断士(以下「診断士」という。)の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録)

第2 診断士の登録は、次の各号のいずれにも該当する者の申請に基づき、知事が行う。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に定める建築士
- (2) 長野県内に在住又は在勤する者
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了した者又は知事が行う木造住宅耐震診断士養成講習を受講した者

### (登録の申請手続き)

第3 第2の規定による登録を受けようとする者は、長野県木造住宅耐震診断士登録申請書(様式第1号)により申請するものとする。

### (登録証の交付及び有効期間等)

第4 知事は、第2の規定による登録をしたときは、診断士を長野県木造住宅耐震診断士登録名簿(様式第2号、以下「名簿」という。)に登載し、当該診断士に長野県木造住宅耐震診断士登録証(様式第3号、以下「登録証」という。)を交付する。

- 2 前項の登録証は、登録日から長野県耐震改修促進計画の計画期間中は有効なものとする。
- 3 第1項の名簿は、建設事務所並びに耐震診断士派遣事業を実施する市役所及び町村役場に備え、閲覧できるものとする。

### (登録事項の変更)

第5 診断士は、第2の規定により登録した事項(建築士免許の種別を除く。)に変更が生じた場合は、長野県木造住宅耐震診断士登録事項変更届(様式第4号)により知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の届出において、氏名に変更があった場合は、登録証を再交付する。

### (登録証の再交付)

第6 診断士は、登録証を汚損し、又は亡失したときは、長野県木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書(様式第5号)により知事に再交付を申請することができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交

付する。

(登録の取消し等)

第7 知事は、診断士が次の各号のいずれかに該当した場合においては、登録の取消しを行なうことができるものとする。

- (1) 建築士法第9条又は第10条第1項による取消し又は懲戒を受けたとき
- (2) 市町村から委託された業務の不履行若しくは遅延、又は現地調査等における不誠実な行為があったとき
- (3) その他、前条で規定する事項に反するなど、知事が不相当と認めるとき

2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、当該診断士を名簿から削除するとともに、当該診断士に登録証を返納させるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、診断士の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年9月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

### 長野県木造住宅耐震診断士登録申請書

長野県木造住宅耐震診断士登録要綱第 2 の規定により申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。  
また、登録名簿を公開することに同意します。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号( )

住 所

申請者 ふり氏 がな名

電話番号( )

生年月日	大 昭 平 年 月 日		
建築士免許	種 類	1 級	2 級・木造
	登録番号	第 号	知事免許第 号
勤 務 先	名称	カラー写真 縦 4cm×横 3cm 6 ヶ月以内撮影 無帽、正面 上半身、無背景 (のりづけ)	
	住所 〒		
	電話( )	—	
	FAX ( )	—	
受 付 欄			登 録 番 号
			登 録 年 月 日
			年 月 日

(備考) 太枠内は記入しないでください。

(添付書類)

- 1 建築士免許証(建築士法第 5 条第 2 項)の写し
- 2 カラー写真 2 葉(写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記載し、うち 1 葉は申請書に貼付すること。)
- 3 登録資格者講習(木造耐震診断資格者講習)の修了を証する書面の写し(長野県木造住宅耐震診断士養成講習会を受講しない場合)

(様式第2号)

長野県木造住宅耐震診断士登録名簿

登録番号	登録年月日	氏名	勤務先所在市町村名又は 居住市町村名		備考
			勤務先	居住地	

(備考) 登録の取消し処分を受けた場合は、その旨を備考欄に記入する。

(様式第3号)

表

(縦6cm×横9cm)

<p>写 真</p> <p>(カラー)</p> <p>縦4cm×横3cm</p>	<p>長野県木造住宅耐震診断士登録証</p>	
	氏 名	
	登録番号	
	登録年月日	
<p>長野県知事 (氏 名) 印</p>		

裏

本証は、住宅・建築物耐震改修総合支援事業（旧「住宅・建築物耐震改修促進事業」）を行うため、長野県知事が長野県木造住宅耐震診断士登録要綱に基づき交付したものである。

注意事項

- ①この登録証は、診断士による耐震診断事業においてのみ有効です。
- ②氏名、住所及び勤務先に変更が生じたときは届け出てください。

※本証を拾得した方は、下記へご連絡ください。

長野県庁建築住宅課 (Tel 026-235-7335)、最寄りの建設事務所 建築課又は整備・建築課まで

(様式第4号)

長野県木造住宅耐震診断士登録事項変更届

年 月 日

長野県知事 様

登録証番号 第 号

申請者 ふり氏 がな名

下記のとおり、長野県木造住宅耐震診断士登録事項に変更がありましたので届け出ます。

変更に係る事項

		新	旧
氏名 <small>ふりがな</small>			
住所		〒	〒
電話		( ) -	( ) -
勤務先	名称		
	住所	〒	〒
	電話	電話( ) -	電話( ) -
	FAX	FAX ( ) -	FAX ( ) -

(備考) 1 変更事項のみ記載してください。

2 氏名に変更があった場合は、登録証及びカラー写真(縦4cm×横3cm)1葉を添付してください。

(様式第5号)

長野県木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書

長野県知事 様 年 月 日

登録証番号 第 号

申請者 氏名

長野県木造住宅耐震診断士登録証を汚損(亡失)しましたので再発行をしてください。

住所	〒
電話番号	( ) -
勤務先	〒
名称	
住所	
電話、FAX	電話( ) -
	FAX ( ) -

- (備考) 1 カラー写真(縦4cm×横3cm)1葉を添付してください。  
2 汚損の場合は、汚損した登録証を添付してください。  
3 亡失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納してください。